

**放射線を怖がらない看護職であるために  
看護と放射線—放射線を正しく理解する  
(初版第1刷：2016年4月28日発行)  
正誤表**

頁	訂正箇所	誤	正
目次	“2章 放射線を理解する”の“5.”		
12	上から6行目	IVR(Interventional Ragiology)	IVR(Interventional Radiology)
13	コラム3“診断参考レベル” 上から3行目	診療施設の70%	診療施設の75%
29	図 4.2 放射性物質の半減期のしくみ *16日目のイラストが半減になっていない(ヨウ素の数が半分になっていない)		
42	表6.2の表外の“注2”	口腔粘液	口腔粘膜
47	図 6.3 の左上の解説	貴ガス:キセノン133	希ガス(貴ガス):キセノン133
53	表7.4.2の表外の脚注“*1”	表 7.4.2 の脚注ではない	52頁の表 7.4.1 の“*1”の脚注
54	下から4行目	表 7.5に示す対象集団	表 7.6に示す対象集団
56	上から6行目と表7.6	表 7.6	表 7.7
57	図 7.3 放射線被ばくに伴う放射線影響の分類“右部分”	( 確 定 的 反 応 )	( 確 定 的 反 応 組 織 反 応 )
65	図 8.2 白血病を除く固形がんの線量反応関係 “左縦軸(過剰相対リスク)の目盛”	1.8	0.8
79	表10.2の表外の脚注	妊婦の腹部表面の線量	妊婦の腹部表面の等価線量
90	図 11.4のキャプション	ポータブル(移動式)エックス線撮影装置による胸部撮影時の病室内の空間線量率分布	ポータブル(移動式)エックス線撮影装置による胸部撮影時の病室内の空間線量分布
114	下から10行目		
115	表3-1の③、写真3-1の③	Zn(S)サーベイメータ	ZnS(Ag) サーベイメータ
122	1、2、4、6、12行目(5か所)		
119	上から4行目	【参考:TC(時定数)】	【参考:TC(time constant:時定数)】
124	実習1 3) " 6)	その後、表示された数値を3秒	その後、表示された数値を10秒
125	表4-1 左列上から5行目	正味値(測定値-BG値)	正味値(平均値-BG値)
132	【参考:撮影条件について】胸部撮影の表	電流 × 時間(mAs)	管電流 × 時間(mAs)
132	記録欄 中央部「水ファントム表面の線量」	$\mu$ Sv/h	mGy
133	記録欄 左下部「患者の身体表面の線量」	$\mu$ Sv/h	
133	記録欄 「10回照射の線量」(2か所) 「1回撮影あたりの空間線量」(2か所) 「2m地点の線量」	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv
134	記録欄 「装着前の値」 「実習終了後の値」	$\mu$ Sv/h	$\mu$ Sv
137	周期表 Pbの原子番号	B2	82
	" Ybの原子番号	7D	70

以上

**追加情報  
(2019年9月1日から施行\*)**

\*表10.4“教育および訓練の時間数”の変更は2018年4月1日施行であったが、放射線障害防止予防規程(2019年8月31日までに変更届を提出)を自事業所等で修正後、実施となる。

頁	訂正箇所	現在	読み替え
77	上から8行目	法令(「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(障防法)」)	法令(「放射性同位元素等の規制に関する法律(略称RI法)」) (*2019年9月1日からの法律名の変更による)

77	コラム9“放射線被ばく、放射線防護に関する主な法令”	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(略称:放射線障害防止法) 放射線障害の防止に関する基本的な法律である。	「放射性同位元素等の規制に関する法律」(RI法) 放射性同位元素等の規制に関する基本的な法律である。																		
80	表10.4 教育および訓練の時間数	<table border="1" data-bbox="686 230 1037 405"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の人体に与える影響</td> <td>30分</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>放射線障害予防規定</td> <td>30分</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="686 405 1037 461">・初めて管理区域に立入る前の教育 ・教育・訓練では上記の時間以上の時間数で行わなければならない</p>	項目	時間数	放射線の人体に与える影響	30分	放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間	放射線障害予防規定	30分	<table border="1" data-bbox="1053 230 1428 383"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時間数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の人体に与える影響</td> <td>30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>放射線障害の防止に関する法令および放射線障害予防規程</td> <td>30分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1053 383 1428 439">・初めて管理区域に立入る前の教育 ・最低限の時間数であるため自事業所等の実態を考慮した時間数で行わなければならない</p>	項目	時間数	放射線の人体に与える影響	30分以上	放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上	放射線障害の防止に関する法令および放射線障害予防規程	30分以上
項目	時間数																				
放射線の人体に与える影響	30分																				
放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4時間																				
放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1時間																				
放射線障害予防規定	30分																				
項目	時間数																				
放射線の人体に与える影響	30分以上																				
放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上																				
放射線障害の防止に関する法令および放射線障害予防規程	30分以上																				
92	コラム10“密封線源と非密封線源”上から1行目	「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」	「放射性同位元素等の規制に関する法律」																		

以上